

## 介護保険制度の下で提供される施設・居宅サービス等の対価についての医療費控除の取扱い

### 【施設サービスの対価】

① 医療費控除の対象となるサービスを行う施設名	② サービスの対価のうち医療費控除の対象となるもの	③ サービスの対価のうち医療費控除の対象とならないもの
指定介護老人福祉施設 指定地域密着型介護老人福祉施設	施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額の2分の1に相当する金額	<input type="radio"/> 日常生活費 <input type="radio"/> 特別なサービス費用
介護老人保健施設 指定介護療養型医療施設 介護医療院	施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額	

### 【居宅サービス等の対価】

① サービスの対価が医療費控除の対象となる居宅サービス等	② ①の居宅サービスと併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となる居宅サービス等	③ 医療費控除の対象とならない居宅サービス等
○訪問看護 ○介護予防訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○介護予防訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○介護予防居宅療養管理指導 ○通所リハビリテーション ○介護予防通所リハビリテーション ○短期入所療養介護 ○介護予防短期入所療養介護 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限ります。） ○看護・小規模多機能型居宅介護（上記の居宅サービスを含む組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除きます。）に限ります。）	○訪問介護（生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助）中心型を除きます。） ○夜間対応型訪問介護 ○介護予防訪問介護 ○訪問入浴介護 ○介護予防訪問入浴介護 ○通所介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○介護予防通所介護 ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○短期入所生活介護 ○介護予防短期入所生活介護 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限ります。） ○看護・小規模多機能型居宅介護（①の居宅サービスを含まない組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除きます。）に限ります。） ○地域支援事業の訪問型サービス（生活援助中心のサービスを除きます。） ○地域支援事業の通所型サービス（生活援助中心のサービスを除きます。）	○訪問介護（生活援助中心型） ○認知症対応型共同生活介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護 ○特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 ○介護予防福祉用具貸与 ○看護・小規模多機能型居宅介護（生活援助中心型の訪問介護の部分） ○地域支援事業の訪問型サービス（生活援助中心のサービスに限ります。） ○地域支援事業の通所型サービス（生活援助中心のサービスに限ります。） ○地域支援事業の生活支援サービス

※ ②の居宅サービス等（①の居宅サービス等と併せて利用しない場合に限ります。）又は③の居宅サービス等において行われる介護福祉士等による喀痰吸引等の対価（居宅サービス等の対価として支払った額の10分の1に相当する金額）は、医療費控除の対象となります。

このページは医療費控除を受けられる方へ（国税庁）を加工して作成しました。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2025/pdf/008.pdf>)